令和5年度 みえ旅おもてなしポイントプログラムプロモーション業務仕様書

1　業務の目的

　当該業務は、「みえ旅おもてなしポイントプログラム」事業（以下、「みえポ」）について、より多くの旅行者に利用・周遊してもらうとともに、各協力施設が利用促進に向けて取り組むことを目的に委託するものです。

※「みえポ」は、旅行者からデータを収集し、より戦略的な観光マーケティング活動につなげることを目的とし、令和元年8月8日よりみえ観光の産業化推進委員会（以下、当委員会とします。）が実施してきた「スマホでみえ得キャンペーン」事業に、宿泊や県内周遊を促進するための仕組み等を追加し、リニューアルしたものとなっています。令和4年11月16日より第1弾を開始し、現在第2弾（令和5年2月1日～令和5年7月31日）を実施中です。

2　契約期間

　契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

3　委託業務の内容

（1）「みえポ」プロモーション業務

・「みえポ」の利用・周遊促進に繋がる利用者増に向けた取組を実施すること。

・各協力施設の PR に繋がる取組を実施するとともに、協力施設が「みえポ」の利用促進に向けて積極的となる取組を実施すること。

・県内事業者向けに、協力施設の増加に繋がる取組を実施すること。

〇提案にあたっては以下の点に留意してください。

・業務の実施にあたっては、「みえポ」にかかる利用数や協力施設の増加数など適切な数値目標を設定すること。

※参考：当委員会における今年度の目標数値

利用者数：15,000 人増、協力施設：110 施設増

・情報発信だけではなく、実際に利用や周遊を促進する提案とすること。

・メインターゲットは20代、30代とし、SNSを有効に活用した提案とすること。

・各協力施設の PR に繋がる取組については、各協力施設が「みえポ」に参画していることのメリットを実感できるような提案とすること。

・協力施設の増加に繋がる取組については、メインターゲットである20代、30代の利用が見込める施設の増加につながる提案とすること。

・事業の実施に際し、実施主体である当委員会と協議する余地があること。

（2）「みえポ」第3弾・第4弾のチラシ・ポスター作成及び発送業務

※第3弾：令和5年8月1日～令和6年1月31日（予定）
　第4弾：令和6年2月1日～令和6年7月31日（予定）

①仕様

第3弾、第4弾いずれも下記仕様のとおりとする。

○チラシ

・納品数各60,000 枚
・出来上がり A4 サイズ
・コート紙　四六判 90kg 以上
・両面4色フルカラー
・100 枚ごとに包装
・デザインについては、当委員会から提供する ai データを基に、写真の差し替えや文言等の修正を行う。(写真は当委員会から jpeg 形式で提供。)
　また、修正後のデータは、ai、jpeg、PDF 形式で提出すること。

○ポスター

・納品数各 600 枚
・出来上がり A2 サイズ
・コート紙　四六判 135kg
・4色フルカラー
・100 枚ごとに包装
・デザインについては、当委員会から提供する ai データを基に、写真の差し替えや文言等の修正を行う。(写真は当委員会から jpeg 形式で提供。)
　また、修正後のデータは、ai、jpeg、PDF 形式で提出すること。

②納期

第3弾：令和5年7月25日(火)
第4弾：令和6年1月19日（金）

③納品場所

当委員会から提供する「発送先リスト」（約450施設・団体等）のとおり

※発送伝票の品名には「みえ旅おもてなしポイントプログラムのポスター・チラシ」と記載すること。

※発送先によって異なる送付状（両面1枚）を同封する。なお、送付状は後日当委員会から提供することとする。

（3）「累積みえポ」を活用したロイヤリティプログラム提案・実施業務

三重県を何度もリピートしてくれるロイヤルカスタマーを増加させるための仕組みとして、「累積みえポ」を活用したロイヤリティプログラムを3通り以上提案し、当委員会と協議の上、そのうちの1つに決定し、実施すること。

〇提案・実施にあたっては以下の点を留意してください

・令和5年8月末を目途に提案書を作成し、当委員会に提出すること。

・ロイヤリティプログラムの目的・ベネフィットを明確にするとともに、具体的な手法を提案すること。

・提案内容は、現行のプレゼントキャンペーン（現在、第2弾実施中）とは内容が異なるものとすること。

・提案するロイヤリティプログラムは、プレゼントキャンペーンに合わせて実施できる内容とし、今後も継続できるものとすること。

・ロイヤリティプログラムの実施に係る経費も見込むこと

※「累積みえポ」とは、みえ旅おもてなしポイントプログラムがスタートした「令和４年 11 月 16 日以降」に蓄積されたポイント。
みえポは、半年ごとにプレゼントキャンペーンを実施していく予定であり、みえポを貯めると「プレゼントキャンペーン期間中のみえポ」と「累積みえポ」のどちらも増える。「プレゼントキャンペーン期間中のみえポ」については、期間中に貯めたみえポに応じてプレゼントに応募することとなるため、キャンペーン期間が終わればリセットされるが、「累積みえポ」についてはリセットされず、引き継がれていく。

４　納品物

ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」（原則としてA4版・両面印刷） 1部（提出時期：委託業務完了時）

イ ３（1）の取組で作成する画像データ等（イラストレーター、JPEGなどのデータを含む）

ウ 写真等業務の履行状況が確認できるもの 1部

エ その他実施内容の説明に必要と思われる資料　1部

（1）納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局
（三重県観光部観光戦略課内）

（2）納入期限

令和6年3月22日（金）

※第3弾・第4弾のチラシ・ポスターについては、３（2）に記載のとおり納品すること。

5　その他

（1）事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとする。

（2）受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、その指示に従うこと。

（3）業務遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従うこと。

（4）当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。

（5）この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

（6）本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。

（7）本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに当委員会に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち当委員会又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって当委員会に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

（8）受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 当委員会に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。

（9）受託者が（8）のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

（10）障がいを理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。